

府中市 子ども・子育て支援計画

●概要版●

ひとみ輝け！府中の子どもたち
心豊かな子どもがいきいきと育つまち



府中市

はじめに

このたび、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。

本市ではこれまで、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進めるため、「府中市次世代育成支援行動計画」（平成17年度から平成26年度まで）に基づき、子育て相談や児童虐待防止のための取組、待機児童解消に向けた保育施設の整備、多様な保育ニーズへの対応や子育ての孤立化の防止を図るための各種子育て支援事業の拡充、子ども医療費の全額助成や放課後子ども教室の全小学校での実施など、様々な施策を展開してきたところです。

国においては、少子化の進行を始めとする子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これに基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートします。この子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施主体として位置付けられており、その役割として、地域のニーズに基づく計画を策定し、「子どものための教育・保育給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制を整備するとともに、質の確保された給付・事業を提供していくことが求められています。

こうした中、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる適切な環境を確保し、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、これまで取組を進めてきた「府中市次世代育成支援行動計画」の継承を図りつつ、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、本計画を策定したものです。

策定に当たりましては、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」やパブリックコメント手続により、市民の皆様から貴重なご意見を多数いただいた上で、府中市子ども・子育て審議会において慎重にご審議をいただきました。改めまして感謝を申し上げますとともに、本計画を着実に推進・実行するために、今後ともご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



府中市長 高野 律雄

目 次

府中市子ども・子育て支援計画とは	1
計画の体系	2
施策目標ごとの内容	4
施策目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備	4
施策目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供	5
施策目標3 母と子どもの健康支援	9
施策目標4 ひとり親家庭への支援	10
施策目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援	11
施策目標6 青少年の健全育成	12
施策目標7 子育て家庭の経済的負担の軽減	13
[参考資料] 子ども・子育て支援新制度の概要	14

府中市子ども・子育て支援計画とは

計画の性格

- 本計画は、少子化の進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。
- 本計画は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画であるとともに、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」としての位置付けを有した計画として策定します。
- 策定に当たっては、「府中市福祉計画」における子育て支援計画を発展的に引き継ぐ「府中市次世代育成支援行動計画」の継承を図りつつ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援に関連する様々な施策の再体系化を行っています。

計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 26年度	27	28	29	30	31	32	33年度
	第6次府中市総合計画						
	府中市次世代育成支援行動計画						
	府中市子ども・子育て支援計画						

計画の基本的考え方

子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、子ども・子育て支援施策を推進していくものとし、本計画の基本理念及び基本目標を次のとおり定めます。

基本理念

次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にし、
子どもの立場・視点を最大限尊重します

基本目標

ひとみ輝け！府中の子どもたち
心豊かな子どもがいきいきと育つまち

計画の体系

基本理念

基本目標

3つの視点

施策目標

主な施策

新制度における方向性

新制度関連事業

次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切に、子どもの立場・視点を最大限尊重します

ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち

子どもの幸せを
第一に考える視点

全ての子育て家庭
を支援する視点

地域や社会全体で
子ども・子育てを
見守り、育み、
支える視点

目標
1

地域で安心して出産し、
子育てができる環境の整備

施策 1 情報提供・相談体制の充実
施策 2 地域における子育て支援

目標
2

質の高い幼児期の教育・
保育の提供

施策 3 質の高い幼児期の教育・
保育の提供
施策 4 保育所待機児童の解消
施策 5 多様な保育ニーズへの対応

目標
3

母と子どもの健康支援

施策 6 母子保健の充実

目標
4

ひとり親家庭への支援

施策 7 ひとり親家庭の自立や就業
への支援
施策 8 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

目標
5

配慮が必要な子どもと
家庭への支援

施策 9 児童虐待防止対策の推進
施策 10 障害児施策との連携

目標
6

青少年の健全育成

施策 11 小学生の放課後の居場所づくり
施策 12 青少年健全育成活動の推進

目標
7

子育て家庭の経済的
負担の軽減

施策 13 児童手当の支給
施策 14 子ども医療費の助成

子ども・子育て支援新制度

1

質の高い教育・
保育の総合的な
提供を目指す

利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業

2

全ての子どもに、
それぞれの家庭
が希望する教育・
保育を提供する

妊婦健康診査
乳児家庭全戸訪問事業

3

地域における子育て
支援の充実を図る

養育支援訪問事業その他要保護児童
等の支援に資する事業

放課後児童健全育成事業

児童手当

施策目標ごとの内容

施策目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てできる環境を目指すため、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行います。

施策 1 情報提供・相談体制の充実

出産や子育ての支援に関する情報をいつでも簡単に入手できるよう、引き続きインターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して提供していくとともに、幼稚園や保育所、各種子育て支援事業の利用に係る相談・支援を身近な地域において行うための体制の充実を図ります。

また、子ども家庭支援センターでは24時間体制で電話相談を受け付け、育児不安や精神的不安の解消を図るとともに、関係機関と連携して支援が必要な家庭の早期把握とその後のきめ細やかな対応に努めます。

重点的取組 子育て情報等推進事業、利用者支援事業

利用者支援事業 事業計画

区 分		現状(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)			6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保 方 策	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	公共施設等	0か所	0か所	0か所	0か所	4か所	4か所
提供事業量(B)		2か所	2か所	2か所	2か所	6か所	6か所
差異(B-A)			▲4か所	▲4か所	▲4か所	0か所	0か所

施策 2 地域における子育て支援

平成25年度に策定した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づく6エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として地域における子育て支援体制の充実を図ります。また併せて、支援体制の再構築に向けた取組を進めます。

重点的取組 地域子育て支援事業（市立保育所）、子育てひろば事業

地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業 事業計画

区 分		現状(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		196,374	192,321	188,356	185,698	183,080
確保 方 策	私立保育園等	8か所	8か所	8か所	8か所	7か所	7か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	6か所	6か所
	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	b a b y c a f e	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	170,680	170,680	170,680	170,680	194,860	194,860
差異(B-A)	人回		▲25,694	▲21,641	▲17,676	9,162	11,780

施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育時間の拡大や一時預かり事業の拡充など、生活様式の変化に伴う多様な保育ニーズに対応した取組を進めます。

施策 3 質の高い幼児期の教育・保育の提供

教育・保育給付に係る給付費及び利用者負担について、国が示す公定価格等の制度設計を踏まえ、市単独で実施している給付や利用者負担の設定の適正なあり方を検討し、見直しを進めます。

また、教育・保育の質を確保し、保育施設等を安心して利用できる環境を整備するため、巡回支援や保育従事者に対する研修等を充実するとともに、幼稚園教諭・保育士・小学校教員が相互理解を図るための合同研修や子どもの交流活動の機会の創出を図るなど、幼・保・小の連携に向けた取組を進めます。

認定こども園については、計画期間内を目途にあらゆる資源の活用を視野に入れて、その設置を目指します。

重点的取組

子どものための教育・保育給付、利用者負担のあり方の検討、
教育・保育の質の確保

施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策 4 保育所等待機児童の解消

子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、地域における将来的な就学前児童人口とニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の整備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組めます。

施設整備については、私立保育園の整備を行うほか、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園や、少人数の3歳未満児を保育する家庭的保育事業等の地域型保育事業の整備についても検討しながら、待機児童の解消を図ります。

重点的取組 教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育所（認証保育所）

教育・保育の提供に係る事業計画

区分	単位	現状 (H26)				H27				
		保育に 欠けない	保育に欠ける			1号	2号		3号	
			3歳以上	3歳以上	0歳		学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2歳
量の見込み(A)	人					3,208	685	2,625	551	2,081
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	か所								
		人		2,723	353	1,442	740	2,749	354	1,456
	上記以外の 幼稚園	か所	20			15				
		人	4,405			3,830				
	特定地域型 保育事業	か所								0
		人							0	0
認可外 保育施設等	か所					20				19
	人		109	118	365			109	111	349
提供事業量(B)	人	4,405	2,832	471	1,807	4,570	0	2,858	465	1,805
調整(C)	人					▲685	685	0		
差異(B+C-A)	人					677	0	233	▲86	▲276

区分	単位	H28					H29				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2歳		学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2歳
量の見込み(A)	人	3,140	670	2,569	537	2,043	3,073	656	2,515	523	2,007
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	か所				51					54
		人	740	2,950	389	1,576	740	3,094	410	1,641	
	上記以外の 幼稚園	か所	15				15				
		人	3,830				3,830				
	特定地域型 保育事業	か所				2					3
		人			3	12				7	27
認可外 保育施設等	か所					16					16
	人			109	106	339			109	106	339
提供事業量(B)	人	4,570	0	3,059	498	1,927	4,570	0	3,203	523	2,007
調整(C)	人	▲670	670	0			▲656	656	0		
差異(B+C-A)	人	760	0	490	▲39	▲116	841	0	688	0	0

区分	単位	H30					H31				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2歳		学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2歳
量の見込み(A)	人	3,027	646	2,477	512	1,983	2,982	637	2,440	502	1,961
確保 方策	特定教育・ 保育施設	か所	54					54			
	人	740		3,082	410	1,629	740		3,045	407	1,625
	上記以外の 幼稚園	か所	15				15				
	人	3,830					3,830				
	特定地域型 保育事業	か所				3					3
提供事業量(B)	人				7	27				7	27
	認可外 保育施設等	か所				16					16
	人			109	106	339			109	106	339
	調整(C)	人	▲646	646	0		▲637	637	0		
	差異(B+C-A)	人	897	0	714	11	951	0	714	18	30

* [1号][2号][3号] : 15ページの「支給認定」を参照

* 特定教育・保育施設 : 認定こども園、幼稚園、保育所

* 特定地域型保育事業 : 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

* 認可外保育施設等 : 認証保育所、家庭的保育事業(都事業)、定期利用保育(保育室)

* 調整(C)欄 : [1号]又は[2号/左記以外]の提供事業量の一部を[2号/学校教育の利用希望が強い]に組み替えるもの

施策5 多様な保育ニーズへの対応

多様な実施主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実に努めます。

重点的取組 午後8時までの延長保育の実施、一時預かり・特定保育事業

時間外(延長)保育事業 事業計画

区 分	現状(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人	2,664	2,610	2,556	2,521	2,485
確保方策	全認可保育所で実施(利用希望のある入所者全員に提供)					
提供事業量(B)	人	2,664	2,610	2,556	2,521	2,485
差異(B-A)	人	0	0	0	0	0

施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策 5 多様な保育ニーズへの対応

子育て短期支援事業（ショートステイ） 事業計画

区 分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (A)	人日		2,238	2,191	2,145	2,114	2,083
確保方策		3 か所 定員 12 人					
提供事業量 (B)	人日	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
差異 (B - A)	人日		2,142	2,189	2,235	2,266	2,297

一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センター事業 事業計画

区 分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (A)	人日		100,167	98,132	96,141	94,793	93,465
確保方策	一時預かり事業	16か所 定員174人	18か所 定員186人	18か所 定員186人	18か所 定員186人	21か所 定員228人	21か所 定員228人
	トワイライトステイ	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人
	ファミリー・サポート・センター事業	提供会員 434人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人
提供事業量 (B)	人日	88,712	90,064	90,064	90,064	100,984	100,984
差異 (B - A)	人日		▲10,103	▲8,068	▲6,077	6,191	7,519

幼稚園における在園児を対象とした一時的な預かり（預かり保育） 事業計画

区 分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (A)	人日		197,080 [※] (152,803)	192,876 (149,543)	188,765 (146,356)	185,960 (144,181)	183,199 (142,040)
確保方策		全私立幼稚園（17か所）で実施					
提供事業量 (B)	人日		197,080 (152,803)	192,876 (149,543)	188,765 (146,356)	185,960 (144,181)	183,199 (142,040)
差異 (B - A)	人日		0	0	0	0	0

※（ ）内は内書きで、2号認定の子どもによる定期的な利用に係る事業量。

病児保育（病児・病後児保育）事業 事業計画

区 分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (A)	人日		2,603	2,549	2,495	2,459	2,424
確保方策		2 か所 定員 10 人					
提供事業量 (B)	人日	2,912	2,912	2,912	2,912	2,912	2,912
差異 (B - A)	人日		309	363	417	453	488

施策目標 3 母と子どもの健康支援

妊娠期から出産、乳幼児期を通じ、母と子どもの健康が確保されるよう、各種健康診査や予防接種、家庭訪問などを実施するとともに、様々な機会を捉えて適切な情報提供や指導を行います。

施策 6 母子保健の充実

子どもの健全育成に大きく影響を与える母親への健康支援や、全ての子どもに対する各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して支援体制の充実を図るほか、母子健康手帳交付や新生児訪問などの様々な機会を捉え、また多様な媒体を通じて、母子保健や子育て支援に関する適切な情報提供を行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。

また、今後も引き続き出産前後の家庭への支援を実施し、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

重点的取組 母子健康づくり支援事業、妊産婦育児教室事業、定期予防接種

妊婦健康診査 事業計画

区 分		現状(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人 (人回) [※]		1,986 (27,804)	1,935 (27,090)	1,884 (26,376)	1,847 (25,858)	1,810 (25,340)
確保方策		実施機関：都内協力医療機関 実施回数：14回分					
提供事業量(B)	人 (人回)		1,986 (27,804)	1,935 (27,090)	1,884 (26,376)	1,847 (25,858)	1,810 (25,340)
差異(B-A)	人 (人回)		0	0	0	0	0

※()内は、健診の延べ回数。

乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問) 事業計画

区 分		現状(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		1,966	1,915	1,865	1,828	1,792
確保方策		実施機関：保健センター 実施体制：助産師9人、保健師10人					
提供事業量(B)	人		1,966	1,915	1,865	1,828	1,792
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

施策目標 4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

施策 7 ひとり親家庭の自立や就業への支援

ひとり親家庭からの様々な相談に応じ、経済的・精神的に自立した生活を送ることができるよう、各種情報提供を積極的に行います。

また、就業につながる資格取得のための支援やハローワークと連携した就業支援を行うなど、安定した収入と継続した就業が維持できるように支援を行うほか、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭にホームヘルパーを派遣するなど、必要な支援を行います。

重点的取組 ひとり親家庭自立支援相談、ひとり親家庭自立支援事業

施策 8 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

国・東京都の動向を注視しながら、対象となるひとり親家庭に適正に各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。

重点的取組 ひとり親家庭対象手当支給事業、ひとり親家庭等医療費助成

施策目標 5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児童やその家族への支援を行います。

また、子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。

施策 9 児童虐待防止対策の推進

通告義務を始めとする児童虐待に関する知識の普及啓発を進め、地域との連携により、育児不安の軽減や児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

妊娠中からの支援や児童虐待への対応については、関係機関とのネットワークを更に充実させて、緊密に連携するなかで対応します。また、養育者への支援とともに被虐待児童自身への支援も関係機関とのネットワークを活用し充実します。

重点的取組 児童虐待防止の普及啓発、要保護児童対策地域協議会

養育支援訪問（育児支援家庭訪問）事業 事業計画

区 分		現状（H25）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（A）	世帯（人）※		70 （121）	70 （121）	70 （121）	70 （121）	70 （121）
確保方策		実施体制： 専門訪問員 24人 学生訪問員 7人	実施体制： 専門訪問員 25人 学生訪問員 10人				
提供事業量（B）	世帯（人）		70 （121）	70 （121）	70 （121）	70 （121）	70 （121）
差異（B－A）	世帯（人）		0 （0）	0 （0）	0 （0）	0 （0）	0 （0）

※（ ）内は、世帯数を児童の人数に換算し直したものの。

施策 10 障害児施策との連携

子ども・子育てを支援する関係機関は、障害者相談支援事業所を中核とした連携の強化を図り、療育が必要な子どもや障害児、その家族に対する切れ目のない支援を行うとともに、障害等の早期把握と適切な支援につなげる取組を進めます。

重点的取組 障害等の早期把握・早期対応への支援、
保育所及び学童クラブにおける障害児の受入れ

施策目標 6 青少年の健全育成

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校、警察等との連携・協働による青少年の健全育成に資する取組や、社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組を進めます。

施策 1 1 小学生の放課後の居場所づくり

各学校においては、児童の健全育成に携わる地域の方、教育委員会及び子ども家庭部が連携した検討・協議の場を設置し、放課後に活用できる学校施設の活用計画等を策定するなど、総合的な放課後対策を推進します。

また、学童クラブの利用を希望する児童のニーズを分析し、放課後子ども教室事業の実施時間や学童クラブとの共同プログラムの見直しを図りながら、ニーズに対応する供給量を両事業が連携するなかで確保します。

また、学校から離れた、地域における児童の安全な居場所の一つである文化センターでは児童館に指導員を配置し、児童に健全な遊びの提供とその健康を増進し情操を豊かにする活動を行います。

重点的取組 学童クラブと放課後子ども教室事業の連携方策の推進

放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 事業計画

区 分		現状(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		2,661※ (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
確保方策		学童クラブを全小学校区ごとに実施 放課後子ども教室を全小学校区ごとに実施					
提供事業量(B)	人		2,661 (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

※（ ）内は内書きで、小学校高学年に係る事業量。

施策 1 2 青少年健全育成活動の推進

「府中市青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年が地域の中で健全に成長できるよう、家庭、地域、学校、警察等と更に連携・協働し、青少年健全育成活動の推進に努めます。

また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難を抱える青少年への対応については、国や東京都の健全育成に関する動向を踏まえつつ、「府中市青少年健全育成基本方針」に沿って、自立を促す総合的な支援を計画的に進めます。

重点的取組 青少年健全育成強調事業と青少年健全育成市民活動の推進、子ども・若者自立支援体制の構築

施策目標 7 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

施策 1 3 児童手当の支給

中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童がいる家庭を対象として支給している児童手当について、今後も国の動向を注視しながら適正に手当を支給することで、子育て家庭の経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境を目指します。

重点的取組 児童手当の支給

施策 1 4 子ども医療費の助成

中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を対象としている子ども医療費の助成について、今後も国・東京都の動向を注視しながら適正に医療費を助成することで、子育て家庭の経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境を目指します。

重点的取組 子ども医療費の助成

【参考資料】子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度からスタートします。

新制度は、全ての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようとするもので、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、②保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大、③地域における子ども・子育て支援の充実を図ることを主な目的として創設されました。

新制度における給付・事業の全体像

新制度における給付・事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援給付

- ◆子どものための教育・保育給付
→施設型給付・地域型保育給付
- ◆子どものための現金給付
→従来の児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ◆利用者支援事業
- ◆地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業
- ◆一時預かり事業 等

子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付（以下「教育・保育給付」といいます。）には、「施設型給付」と「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担（応能負担）により賄われます。なお、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

支給認定

教育・保育給付の対象となる施設等の利用に当たり、保護者は給付を受ける資格のあること及び子どもの年齢や保育の必要性の有無による区分に該当することについての認定（以下「支給認定」といいます。）を市町村から受ける必要があります。

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じて、「1号」から「3号」までの3つに区分されます。

3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定

- 子どもが満3歳以上
- 教育を希望
- 利用先：幼稚園、認定こども園

2号認定

（保育の必要量）※
保育標準時間認定
保育短時間認定

- 子どもが満3歳以上
- 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
- 利用先：保育所、認定こども園

3号認定

（保育の必要量）
保育標準時間認定
保育短時間認定

- 子どもが満3歳未満
- 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
- 利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

※ 2号・3号認定は、保育の必要量に応じて保育標準時間・短時間に区分

地域子ども・子育て支援事業

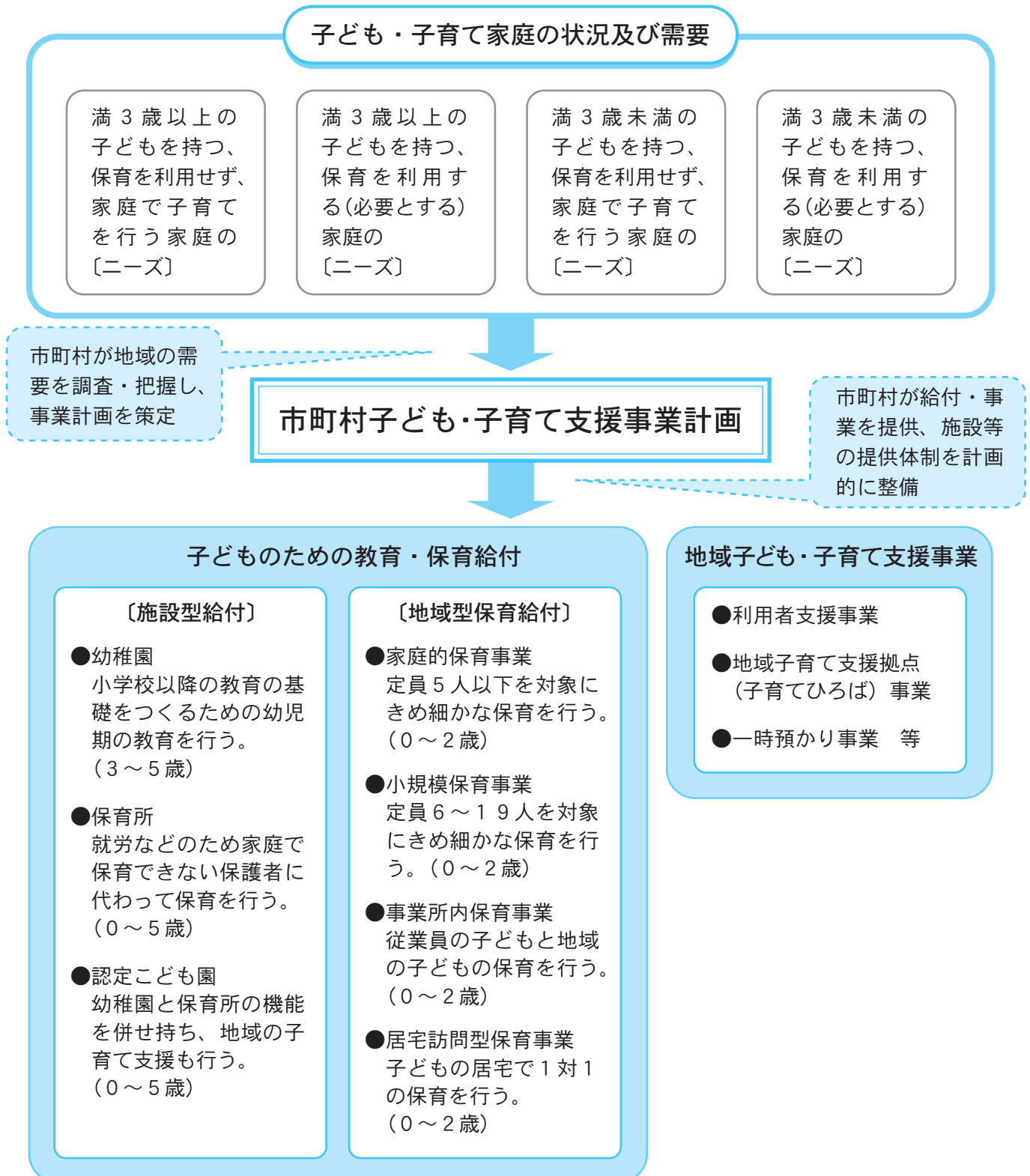
新制度では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付けて市町村への財政支援を強化し、その拡充を図ることとしています。

— 13の地域子ども・子育て支援事業 —

- | | |
|--|------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 |
| ② 地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業 | ⑧ 一時預かり事業 |
| ③ 妊婦健康診査 | ⑨ 時間外（延長）保育事業 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑩ 病児保育事業 |
| ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） | ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| | ⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 |

新制度における市町村の責務・役割

新制度の実施主体である市町村は、質の確保された給付・事業を提供するとともに、地域の実情に応じて幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を整備することが責務・役割として求められています。



府中市子ども・子育て支援計画（概要版）

発 行：平成27年3月

編集・発行：府中市子ども家庭部子育て支援課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電 話 042-364-4111（代表） 042-335-4192（直通）

F A X 042-334-0810

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>



①ほっとするね 緑の府中

府中市